

第10章 その他の関連事業

第1節 工場等立地指導

都市計画法により、土地の合理的な利用を図るため、用途地域が定められている。建築基準法第48条は、各用途地域内に建てられる建築物を制限しているが、周辺の住環境を害さないもの、又は公益上やむを得ないものについては、住民等に対して公開による意見の聴取（公聴会）を行い、建築審査会で同意が得られた場合に、建築の許可を行っている。

この場合、公聴会が開かれる前に建築都市局は、環境局と事前協議を行い、公害対策上必要があれば事業者に行行政指導を行っている。

平成13年度の許可実績は、表10-1のとおりである。

表10-1 平成13年度 建築基準法第48条ただし書による許可実績

単位:(件)

	第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準 住居地域	近 隣 商業地域	商業 地域	準工業 地 域	工業 地域	工 業 専用地域	計
店 舗 (スーパーマーケット)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2

また、大規模小売店舗は、周辺地域の交通、騒音、廃棄物等の生活環境問題に影響を及ぼす可能性を持つ施設であることから、大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗の新設又は変更にあたっては、その届出を行わせ、生活環境問題に影響があるかどうかを審査し、影響がある場合は届出者に意見を述べ、更には勧告、公表を行うことにより、大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に配慮するよう取り組んでいる。

平成13年度届出案件

新設案件 4件

変更案件 5件

第2節 下水道事業

下水道は、都市の快適な居住環境の整備と公共用水域の水質保全に欠かすことのできない生活基盤施設である。

本市では、第1次下水道整備五箇年計画の初年度に当たる昭和38年度末での下水道普及率は、わずか1%弱であったが、第8次七箇年計画の6年度である平成13年度末には下水道普及率は98.0%に達した。(表10-2)

現在、処理施設として新町、曾根、日明、皇后崎、北湊の5浄化センターが稼働しており、全処理場で1日当たり約50万m³の汚水を処理している。

平成8年度から始まった第8次七箇年計画では市街化調整区域の下水道整備をはじめとして、既成市街地の汚水、雨水整備のほか合流改善などを積極的に推進し、さらに老朽化施設の改築・更新、高

度処理の導入、水循環の再生、処理水や汚泥などの下水道資源の有効利用の研究などにも取り組んでいく。

表 10-2 下水道整備状況

項 目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
処理区域内人口(人)	954,840	964,975	973,617	975,675	980,540	983,259	985,221	988,018	990,364
下水道普及率(%)	93.0	94.0	95.0	95.4	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0
水洗化戸数(戸)	379,660	387,023	395,790	402,396	410,711	419,703	425,355	432,298	440,736

資料: 建設局

(注) 下水道普及率は、行政人口に対する処理区域内人口の割合である。

1 水洗化の普及促進

下水道法では、水洗化促進のため処理区域の告示後、雑排水は遅滞なく公共下水道につなぐこととし、便所は3年以内に水洗便所に改造することを義務づけている。

本市においては、個人の排水設備及び水洗化改造工事に対し、助成金及び貸付金制度を設けているほか、私道公共下水道等の制度を設け、水洗化の促進に努めている。

2 除害施設の指導

下水道の処理区域では、工場・事業場の排水も下水道へ排出しなければならないことになっている。これらの事業場の中には、管渠を腐食させたり浄化センターの機能に障害を与えたりする悪質下水を排水する事業場があり、これに対しては、公共下水道の機能を保全するため下水道法及び北九州市下水道条例に基づき除害施設を設置するよう指導している。

設置された除害施設に対しては、その維持管理状態を把握するため定期的な立入検査、水質検査を行っている。その結果、排水管理が不十分であった事業場等に対しては警告等の措置をとった。

第3節 農業用水汚濁防止対策

農村周辺の都市開発に伴い、生活雑排水が農業用水路やため池などに流入し、農業用水の水質保全に大きな支障をきたしている。

特に、農業用水路は生活雑排水の流入による汚泥の沈殿・たい積でその機能が著しく阻害され、農業生産・生活環境の悪化をもたらしている。

本市では、公共下水道整備が農村部の大部分にまで計画されているが、昭和45年度から、農業用水汚濁対策事業で汚泥のたい積を防ぎ管理の省力化を図るため、水路のコンクリート化を進めている一方、豊かで潤いのある水辺空間の場が求められ、平成7年度から親水性を生かした水路の整備も併せて行っている。

第4節 採石

平成14年3月31日現在、福岡県知事により認可を受けている市内の採石場は24箇所であり、そのうち71%は門司区内に所在している。

市内の採石場は、市街化調整区域又は風致地区に立地するものが多く、本市は、これらの採石場が周辺環境に与える騒音・振動・粉じん、水質汚濁などの影響について、集じん機・汚濁水防止施設の設置、建物の整備など、業者に対する県の適正な指導が図られるよう状況の把握及び意見の提出を行っている。

過去10年間における市内採石場数の推移は、表10-3のとおりである。

表 10-3 区別採石場数の推移

区	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
門司区	18	19	19	18	19	19	19	18	18	17
小倉南区	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
若松区	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1
八幡東区	3	3	3	3	3	3	3	2	2	1
八幡西区	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	26	26	26	25	26	27	27	25	25	24